



1983-1

No. 172

【表紙】

妙喜庵茶室

解説は25ページ

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

日本文化と西洋文化

林 健太郎 4

随想 行くも夢、来るも夢

吾妻 徳穂 13

今年度の芸術祭を顧みて

——演劇部門——

和田 秀夫 15

今年度の芸術祭を顧みて

——能楽部門——

山崎有一郎 17

現代フランス文化と文化政策①

フランス文化政策の新しい方向

植木 浩 19

文化庁ニュース

昭和57年度(第37回)芸術祭芸術祭大賞・
同優秀賞決まる

23

第29回文化財防火デー

25

重要無形民俗文化財の指定等

26

展覧会

京の人形

30

新しい紙の美術—アメリカ展

30

伝統芸能への招待⑨ 28

邦楽

国立劇場ニュース 31

近松門左衛門

フランス文化政策の 新しい方向

文部省学術国際局審議官

植木 浩



新鋭ジャック・ラング

文化大臣の登場

一九八一年五月、世界注目のうちにフランスにミッテラン政権が誕生した。どのような新政策を打出すかは、これまで多くの人々の注視するところであったが、ミッテラン大統領の下、モロワ首相の率いる新内閣は、「科学研究 (recherches)」と「文化 (culture)」を最重要政策として掲げることとなった。

そして科学研究・産業大臣には実力者のシユヴェーヌマンが、文化大臣には恐らく誰も予想しなかった弱冠四一才の新人、ジャック・ラングが起用された。



ジャック・ラング文化大臣

国立ナンシ
ー大学の国際
法の教授であ
るが、同時に
演劇の専門家
でもある、ラ

ング新文化大臣は、世界的にも有名なナンシ
ー国際大学演劇祭の主幹者として活躍してき
た人物であり、日本の演劇にも詳しい。

文化人であり、かつ若いだけあってそのセ
ンスの良さは抜群である。昨年四月にミッテ
ラン大統領とともに来日した際、ラング文化
大臣は、ミッテラン夫人と一緒に上野の国立
西洋美術館における「ミレーの『晩鐘』と一
九世紀フランス名画展」の開会式に出席した
が、スケジュールの都合で到着がかなり遅れ
るということがあった。

しかし、この時ラング文化大臣は、すかさず
スピーチの中で「開会は遅れたが、実はミレー
の『晩鐘』はちょうど今頃、晩鐘が聞えてくる
時間に鑑賞するのが一番良いのです……」と
実にさわやかに挨拶をしたので、いささか待
ちくたびれていた人々の気持も一瞬のうちに
和らぎ、満場の拍手喝采を得るところとなった。

文化省予算の倍増

果たしてどのような文化政策を展開するの
だろうかと人々が期待と関心を持って見守る
中で、ラング新文化大臣は、予想を遙かに上
回る鮮やかな政策を打出した。

それは、一九八二年の文化省関係予算を、前
年度に比べ一割に倍増したのである。正確に
いえば、前年度の一〇・一パーセント増である。
過去一〇年間、文化省予算の政府全体予算
に占める割合は〇・五パーセント前後であり、
特に最近、一九七九年、八〇年、八一年と次
第に下降線をたどってきた。一九八一年にお
ける文化省予算は、総額二九億七七〇万フ
ラン（一フラン約四〇円とすれば、約一二〇
〇億円）、政府予算全体の〇・四九パーセン
トであったが、これが一九八二年には、一割
に倍増され、五九億九四〇〇万フラン（約二
四〇〇億円）、〇・七五パーセントのシェア
となったのである。

その内容を見ると、芸術創造援助（九〇〇
パーセント増）、地方文化振興（四八〇パー

セント増)、読書活動・図書(三〇八パーセント増)、映画・視聴覚(二五〇パーセント増)、国際交流(前年度予算額が極めて少額であったため三、三四九パーセント増)などが特に著しい飛躍的な伸びを示している。

さらに経費の種別でみると、運営費、施設費がともに一・六倍増、運営費補助が三・二倍増、施設費補助が二・三倍増となっている。ラング文化大臣によれば、この倍増政策にひきつづき、さらに一九八三年には、文化省予算を政府全体予算の一パーセントにまでもって行くことが予定されており、すでにこの方針は、ミッテラン大統領をはじめモロワ首相や蔵相の全面的な支持を得ているということである。

一九五九年ドゴール大統領が政権をとった時、フランスをはじめ文化省が設置され、アンドレ・マルローが初代文化大臣に任命されたが、これはフランス文化政策史上画期的な出来事であった。ラング文化大臣によれば、この時でさえ文化省予算は、政府予算全体の〇・三五パーセントであり、翌一九六〇年に〇・三八パーセントになったに過ぎず、これに比べれば、いかに今回の予算倍増が思い切ったものであるかが分かるだろうといっている。ラング文化大臣は、昨年九月の国民議会における予算説明において、一九五九年に文化省が誕生してから二十二年間、長く貧しい

少女時代を経てようやく文化省は大人になり、そして前代未聞の予算の倍増ということ、今や文化省は、フランス政府における現代の「シンデレラ」であると演説している。国会における大臣の演説の中で、シンデレラの物語が引用されるのは、いかにも文化の香り高いフランスならではの話である。

新文化政策の基本的理念

フランスの新しい文化政策の基本的な理念を示すキーワードは「人生への権利(Le droit à la vie)」という語である。(註一)

そしてこれを支えるものとして「労働への権利(Le droit au travail)」と並んで「美への権利(Le droit à la beauté)」がある。

この「美への権利」は、「幸福への権利(Le droit au bonheur)」といいかえられている場合もある。これは、各市民が美的作品を楽しむ、享受する権利であり、もし才能があるならば、自ら美的作品を創造する権利でもある。これまで大衆は、芸術を受身による「消費(consumation)」の対象としていたが「文化的にこれらに直接参加し、自ら実行することへの要請が高まってきているからである。モロワ首相は、昨年六月にマチス美術館を訪れて演説し、

「我々は、例えすべてがマチスやピカソのようでなくても、それぞれ、自らの人生にお

〇年は「文化財の年」とさえいわれたほどである。

ラング文化大臣は、「創造しない社会は、滅びて行くだろう」と、国会における予算説明の際にも強調し、文化財よりも芸術創造活動に、フランス文化政策の新たな重点を置こうとしている。しかし、かといって文化財保護を軽視している訳でないことはいうまでもない。文化財からの文化の吸収なくして新しい芸術の創造は生まれないからである。

ただ従来、文化財保護政策のあまりの大きさと重みのために、長い間、文化政策の中で「創造活動への援助」が息苦しく圧迫されていたので、それをあるべき姿に解放しようというのがラング文化大臣の意図するところである。

このような創造活動への援助の具体的プロジェクトとして、ミッテラン大統領は、次のような大胆な諸事業を提案している。それは新オペラ座の建設、国際音楽都市の設置、国立造型美術センターの新設などである。さらに一九八九年にパリ万国博覧会の開催、それと同時にフランス革命二〇〇年祭の挙行を宣言している。

(2) 文化の地方分散化の推進

フランスでは、政治も行政も文化も、すべてに集中している。

文化の「地方分散化(décentralisation)」

いて俳優でなければならぬ。そして人生に何等かの意味を与えなければならぬ。」と述べている。

フランスの新文化政策の基本的理念である「人生への権利」「美への権利」を、実に見事な比喩で表現しているではないか。

先程も述べたように、フランスではじめて文化省が設置されたのは一九五九年ドゴール政権の誕生とともにであり、ドゴール大統領の片腕といわれたアンドレ・マルローが初代文化大臣として、今日のフランス文化政策の基礎を築いたといっても過言ではない。フランスの文化政策は、最近まで一九五九年に文化省設置令によって文化省に与えられた任務を基本として展開されて来た。

「文化省は、できる限り多数のフランス国民が、フランスおよび人類の重要な作品に接することができるようにし、かつ、フランスの文化財にできるだけ多くの人々が親しむ機会を確保するとともに、芸術作品及びそれを豊かにする知的作品の創造を奨励することを任務とする。」(一九五九年七月二四日文化省設置に関する政令第五九八八号第一条)ミッテラン政権においては、文化政策が最重要の一つであることにかんがみ、文化省の任務についても、その基本的方向にのっとり、次のように改正を行っている。

「文化省は、すべてのフランス国民が、創

は、マルロー時代からすでに文化政策の柱として重点的に掲げられてきたところであり、パリ以外の各地域における文化の拠点として「文化の家(maison de la culture)」が整備されてきた。

ラング文化大臣は、「文化の地方分散化は、新たな出発をしなければならない。」として、文化省でこれを担当する「文化開発部」を新設し、地方文化関係補助金を拡充するとともに、地方における芸術奨学金制度の新設、各都市に芸術家のアトリエの建設、地方美術館における作品買上げの増額などの諸施策を企画、検討中であると伝えられる。

モロワ首相も、

「フランスでは、パリだけが都市ではない。皆だ。未来のマチスやドビュッシー達が、才能の花を開かせるために、わざわざ地方から(パリに)亡命しなくても、本来の家庭環境の中で、その才能を開かせることができるようにしなければならない。」と唱え、ラング文化大臣の地方分散化政策を支持している。(註二)

(3) 芸術教育の振興

芸術の創造は、まず芸術家の活動に負うところが大きいことはいうまでもないが、あらゆる面で、国民の芸術創造活動への関心を呼び起すことが必要である。これは芸術創造活動の基盤を造成することである。

「第三共和制(一八七〇年―一九四〇年)が、

意し、創造する能力を養い、自由に才能を表現し、各自の選択に従い芸術教育を受けることができるようにし、社会全体の共通の利益のために、国・地方・各種社会団体の文化財の保存に努め、さらに芸術作品および知的作品の創造を奨励するとともに、できるだけ多数の人々がそれらに接することができるよう機会を与え、かつ世界の文化の自由な交流の中でフランス文化・芸術の普及に貢献することを任務とする。」(一九八二年五月一〇日文化省設置に関する政令第八二三九四号第一条)

この両者を比較すると、ミッテラン政権の新しい文化政策が、芸術の創造活動への援助、芸術教育そして国際文化交流を改めて強調していることがわかる。

新文化政策の三つの重点

ミッテラン政権の文化政策の最重要事項を三つあげるとすれば、それは第一に芸術創造活動への援助、第二に芸術文化の地方分散化の推進、第三に芸術教育の振興ということである。

(1) 芸術創造活動への援助

近年のフランスの文化政策においては、その重点は文化財の保護に置かれてきた。文化省予算の最も大きなシェアは文化財関係で占められている。ジスカール・デスタン前大統領は特に文化財の保護に力を入れ、一九八

昔、公教育制度をフランス全土に普及、整備したように、我々は文化を学校の中に、芸術教育を人材養成の中に導入しなければならぬ。(註3)という基本的な考え方に立って、フランス文化省は、教育省とともに芸術教育の改革について準備中である。

勿論この場合の芸術教育は、過去の優れた古典を通じての教育だけではなく、現代における芸術創造を目標にすえた芸術教育を構想している模様であり、芸術教育に関する法案を検討中と聞いている。

社会の活性化を目指した文化政策

以上、フランス文化政策の最近における新しい方向について、その概要を述べたが、文化政策に対する新政権の力の入れようは大変なものがある。

ラング文化大臣は、文化政策は、文化に対するフランス全体のたいなる希望の表明であり、さらに文明への希望の表明であると主張する。そして

「文化省は、美術や純粋に芸術的な活動のためにのみあるものではなく、全体の計画のため、つまり、生活を変革する『文明の計画(projet de civilisation)』のために存在すべきものである。」と述べている。(註4)

このように幅の広い構想は、関係各省の協力なしに一省の力のみでは有効に行い得るも

のではない。芸術教育の改革が、教育省の協力なしでは行い得ないように……。そこで文化省としては、率先して政府全体に文化を蔓延(contamner)させて行かなければならないと意気込んでいる。

ところで、フランスを始めヨーロッパ諸国を覆っているこの経済危機のさなかに、なぜフランスは文化省関係予算を重点的にとりあげ、倍増したのだろうか。

モロワ首相によれば、その理由は以下のとおりである。

第一に、文化こそは社会の基礎であり、国家社会発展計画の中核である。文化の創造こそは社会の活力のしるしであり、かつ原動力となるからだ。

第二として首相があげているのは、経済危機のもとで、文化政策は、これを克服する成功の鍵の一つを握っているという考え方である。

つまり経済危機を乗り越えるには、「経済」のみならず「技術」と「文化」という合計三つの角度からの接近が必要だということである。文化は、生きる意欲であり、失業と経済危機に直面している人々を励ますものである。

さらに文化は、時には経済発展そのものを促すいわば手段ともなり得るものだとしている。他の分野の投資が一〇年、一五年という長期間かかって効果が表われるところ、文化への投資は、もっと短期間に流通を作り出す

ことができるからだという。

一九八九年に開かれるパリ万国博覧会についても、フランス政府は、このような意味から、活動と創造の場を広く開拓、提供するものとして期待をしていることがうかがわれる。

このようなフランス政府の文化政策の大構想が、具体的な段階で今後どのように展開され、実施されて行くかは、誠に興味深いところであり、注目に値すると思う。

註1 ジャック・ラング文化大臣の国民議会

における予算説明などで、この「Le droit à la vie」という語が使われている。「Le droit à l'avenir (未来への権利)」と使われている場合もある。英訳では「the right of existence」となっている。

註2 一九八二年六月マチヌ美術館における演説。

註3 右 同。

註4 France, une ambition nouvelle pour la culture (フランス文化省編)「ページ」写真—ジャックラング文化大臣提供—フランス大使館





1983-2

No.173

【表紙】
永保寺開山堂

解説は30ページ

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

国立歴史民俗博物館開館に当たって
井上 光貞 4

随想 登山のすすめ
—— 高松山 —— 田中 澄江 9

現代フランス文化と文化政策②
フランス文化政策の中枢
—— 文化省 —— 植木 浩12

＝ 報 告 ＝
昭和57年度公立文化会館
運営研究協議会を終えて
文化庁文化普及課17
米国における『日本佛教彫刻展』
鷲塚 泰光20

文化庁ニュース	
昭和58年度文化庁予算案の概要	23
著作権審議会第36回総会開催	25
文芸作品の放送使用料引き上げ決まる	25
昭和57年度芸術文化行政基礎講座開催	26
昭和57年度公立文化施設技術職員研修会開催	26
昭和57年度芸術祭授賞式行わる	27
昭和57年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場)開催	27
日本語教育研究協議会、中国帰国者に対する 日本語指導者研修会の開催	27

展覧会
特別展覧会
弘法大師と密教美術 28

国語シリーズ② 「慣用句」に関する問題 29

国立劇場ニュース 歌舞伎公演 島衛月白浪 31

現代フランス文化と文化政策 ② フランス文化政策の中枢 文化省

文部省学術国際局審議員

植木 浩



第三共和制時代の「芸術政策」

ドゴール大統領の第五共和制の発足とともに、一九五九年フランスにはじめて文化省が設置され、アンドレ・マルローが初代大臣に任命されたが、現代フランスの文化行政の機構も、基本的にはこのマルローの文化省の系譜を承継していることができる。

勿論、第五共和制より以前のフランスに、文化関係の行政組織がなかった訳ではない。

第三共和制（一八七〇年—一九四〇年）の時代には独立した文化省はなく、教育省の所管のもとに芸術庁（Secrétariat aux beaux-arts）が置かれ、文化行政を担当していた。ただし例外として第三共和制の初期に、ほんの一時、芸術省が設置されたことがあるが、極めて短期間で廃止されてしまっている。

第三共和制においては、近代国家としての教育制度の確立に全力が注がれ、特に一八八〇年代には、無償、宗教的中立、義務制の三つを基本原則とした公教育制度が整備されたのであった。

第三共和制時代の文化政策は、「beaux-arts」という言葉が、元来は「美術」を指していることからわかるように、美術行政がその中心であり、しかも一部の上流階級を対象とした、大変幅の狭い「芸術政策」でしかなかったといえる。

当時の状況について、オーギュスタン・ジラールなど現代フランスの文化政策研究者達は、「政府は芸術庁の活動を通じて、王侯貴族が行ってきたような文芸擁護の役目を行つてきたと熱心であった。例えば、国家の公式祭典の開催や若干の芸術家への奨励援助を行うとともに、演劇の公演や展覧会の開催によって限られた少数のバリの「エリート」に程度の高い娯楽を提供していたに過ぎない。このような活動は、極く一部の限られた社会階級を対象とし、そしてそれは社交的性格、パリの上流社会のための社交的儀式的性格を有していた」と述べている。（註一）

宮廷時代の文化政策は、ルイ王朝、ナポレオン帝政時代のいづれを見ても、「裝飾的」「誇示的」で「社交的」な色彩が強いが、第三共和制の基本的ニーズが充たされるようになると、人々の関心は必然的に生活の質や文化へと向けられてくる。

第三は技術的要因であるが、同時に文化的な側面も有している。すなわちレコード、映画、ラジオ、テレビなど新しい技術の開発に伴うマスメディアの急速な発達、一般大衆を文化に目覚めさせ、文化への社会的需要をつくり出したということである。

第四は、余暇時間の増大という社会的要因を挙げなければならない。フランスでもヴァカンスは、かつては一部の富裕な有閑階級の特権に過ぎなかったが、一九三〇年代から次第に一般にも有給休暇制度が実施されるようになり、さらに夏季のいわゆるグラランド・ヴァカンスは特に第二次大戦後、一般大衆にも普及するようになった。

このような余暇の増大は、当然、大衆の文化的欲求をかきたてたこととなったのである。第五に、やはり社会的要因として、産業社会の高度化に伴う都市化や管理化の進展である。都市化や管理化が進むと、人々は一方ではこれまで以上に人間性の回復を求めるようになり、都市の文化的環境への問題意識が増大する。

このような文化への社会的な要請は、旧来の一部エリート階級を対象にした「芸術政策」から社会全体を対象とした「文化政策」へと、国家の新たな積極的な役割を必要とするにいたる。

和制の文化政策もその延長線上にあったといえることができる。一言にしていえば、芸術を社会の「裝飾品」と考えた「裝飾的芸術政策」であったといえる。

つづく第四共和制（一九四六年—一九五八年）においても、基本的には同じような流れの中での芸術政策の時代であった。一時「青少年・芸術・文学省（Ministère de la jeunesse, des arts et des lettres）」が設けられたことがあるが、これもごく短期間で廃止され、あとは教育省の芸術局または外局の芸術庁として存在していたのである。

文化省の創設

——「芸術政策」から「文化政策」へ——

しかし時代の進展は、次第に文化を社会全体にとって欠くことのできない「必需品」とし、そのような社会的要請に対応すべき政府の役割を増大させるに至る。

特に、フランスの文化政策をみると、一九五〇年頃を境目にして、このような時代の要

たる。

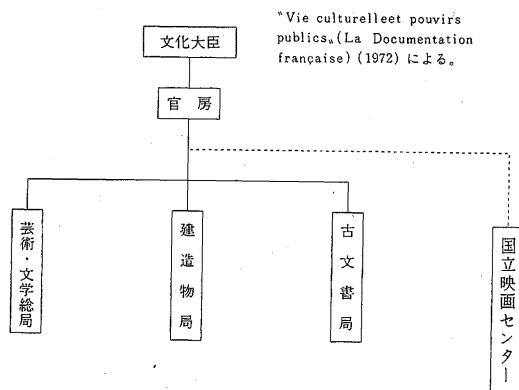
一九五九年、第五共和制の発足とともに、フランスに初めて文化省が創設されたのは、まさにこのような時代の進展に伴う社会の要請に対応しようとするものであったといえる。こうして、当時教育省の所管下にあった芸術庁の芸術文学局、建造物局、古文書局と、産業省に属していた国立映画センターをまとめ、独立した「文化省（Ministère des affaires culturelles）」として設置をみるにいたった。フランス文化政策史上、ここによりやく独立した、本格的な文化行政機関が、アンドレ・マルローを大臣に迎えて発足したのである。

文化省の機構と機能

フランス文化省創設当初の機構は、図1のとおりであるが、その後、名称も「文化・環境省」となったり、あるいは「文化・コミュニケーション省」になったりしながら、今日までその機構の拡充が図られ、現在の「文化省（Ministère de la culture）」にいたっている。

例えば、芸術・文学総局はその後、発展的に解体されて各分野ごとにそれぞれ独立した局として再編成され、また音楽部局や図書部局が、順次拡充整備されて独立の局となっている。さらに文化振興調整基金が新設されたり、国立ジョルジュ・ポンピドゥー芸術文化センターが設置されるなど、創設以来過去二十

図1 1959年 マルローによる創設当時の文化省の機構



年間の文化省の機構の変遷と発展には目をみはるものがある。

またこの間、文化大臣も交代し、現在のジャック・ラング大臣は、マルローから数えてちょうど十人目に当たる。

文化省の現在の機構は、図2のとおりであるが、その組織の中核は、文化の各分野を担当する七つの局からなっている。これらは大別すれば、文化財関係と芸術振興普及関係の二つにくることが出来る。

文化財関係——古文書局、博物館局、図書局、文化財局

芸術振興普及関係——演劇芸能局、音楽局、美術局

なお映画行政については、文化省附属機関である国立映画センターが、同時に内局的な機能も果たしている。

これらは、いわば「タテワリ」の分野別内部部局であるが、このほかに行政管理、企画調整、調査など重要な行政機能を果たす「ヨコワリ」の機能局が二つある。

総務局——人事、予算、管財、法規、計算機処理

文化振興局——企画、調整、調査、文化振興、国際関係

これらは日本流に言えば大臣官房の機能を果たしているが、フランスではこれらと別に大臣官房があり、日本の行政組織とは異なっていて、大臣と進退をともししている一群の職

員を中心に構成されており、大臣と各局間の政策の調整等を行っている。

また文化省には、多数の附属機関があるが、中央における文化行政機能という観点からは次に挙げる三機関が特に重要な役割を果たしている。

国立映画センター（Centre national de la cinématographie）

一九五九年文化省設置とともに、当時の産業省から移管されたもので、映画行政を担当し、映画の振興、映画規制、映画産業への財政援助、映画文化財の保存普及等を行っている。

文化振興調整基金（Fonds d'intervention culturelle）

各省、地方公共団体、民間団体などにまたがる実験的、独創的な文化事業のプロジェクトに対応し、単年度予算方式の技術上の制約や各省間のしきりを超えて、機動的、弾力的に財政援助をするための基金で一九七〇年に設置された。文化省にその事務局が置かれ、予算も文化省に計上されており、後ほど述べるように、各省にまたがる省際、調整的機能を有している。

国立ジョルジュ・ポンピドゥー芸術文化センター（Centre national d'art et de culture Georges-Pompidou）

一九七七年に開館した総合的な機能を有する現代芸術文化の殿堂で、美術館、図書館、

デザイン・センター、音響研究所、フィルム・ライブラリーなどにより構成されている。

このほか文化省の附属機関等としては、国立古文書館、国立図書館、ルーヴル美術館、コメディー・フランセーズ劇場、パリ・オペラ劇場、国立パリ高等音楽院、国立高等美術学校、国立セーブル陶器製造所をはじめ、多数の文化関係機関を持っている。

さらに文化省はフランスの各地域ごとに地方文化局を設置しており、本省、附属機関、地方文化局等を含め、全体としては大変大きな組織を構成している。

一九八〇年一月現在で文化省管下全体の職員数は七九〇名にのぼり、うち一割余りが本省内部部局等に、残りの九割近くが、附属機関、地方文化局等に属する。（註2）

これら文化省の組織のうち、ラング新文化大臣のもとであらたに拡充整備、所管換えになったものは次のとおりである。

第1は「文化振興局（Direction du développement culturel）」の設置である。この部の前身として「文化振興部（Mission du développement culturel）」が存在していたが、ラング文化大臣の重点政策の一つである文化の地方分散、地方文化振興をいっそう推進するため、また文化政策の総合調整機能を強化するため、局に昇格させたものである。

第2は国立図書館（Bibliothèque nationale）を教育省の所管から文化省に移管したこと

ある。文化省は従来から図書館を有して図書行政を担当してきたが、今回これを強化するため、図書館の管下に国立図書館を置くこととしたものである。

文化省の行政活動は、その行政機構図からわかるように、先ず文化・芸術の分野によって、音楽、演劇、美術、映画、図書、文化財、博物館等に区分することができ、これを「分野別」のタテワリとすれば、文化行政を「機能別」にヨコワリに分類することもできる。

通常、次のような五つが文化省の五大主要機能として挙げられている。

文化財保護普及（conservation et diffusion du patrimoine）

芸術創造（production artistique）

文化活動（action culturelle）

人材養成（formation）

行政管理運営（administration）

このほかに研究（recherche）という分類を加える場合もある。

これらの機能が、どの部局で行われているかを、それぞれあてはめてみると、次のとおりである。

文化財保護普及——文化財局、博物館局、古文書局、図書館、国立映画センター等

芸術創造——音楽局、演劇芸能局、美術局、図書館、国立映画センター等

文化活動——文化振興局、音楽局

人材養成——音楽局、美術館、演劇芸能局、文化振興局、国立映画センター等

行政管理運営——総務局、文化財局等

各省文化関連行政と文化省

フランス文化政策の中核が文化省であることは、あらためていうまでもない。しかし「文化」の意味を広義にとらえた場合、文化省以外の多くの省も、文化関連の行政を行っているということが出来る。その主要ないくつかを例示してみると、

教育省——学校教育の各段階において、芸術教育や文化活動の実施を所管しているほか、文化関係の人材養成も行っている。

なお、学校建設費の1%を建物の芸術的裝飾に充てることとした、有名な「1%運動」は、一九五一年に教育省から始まったものであるが、現在ではこの方式は全省庁に適用され、文化省と各省の協力のもとに実施されている。

自由時間省——自由時間省（Ministère des temps libres）というのは変わった名前であるが、いいかえれば余暇・青少年・スポーツ省ともいうところだろう。青少年団体の文化活動への援助、全国に二二〇ある「青少年文化の家」に対する援助などを実施している。文化省の所管している「文化の家」に比べると、この「青少年文化の家」の規模はずっと小さいが、各種の文化活動を行っている。

農業省——農業教育の一環として、農民に対する文化関連事業を行っている。

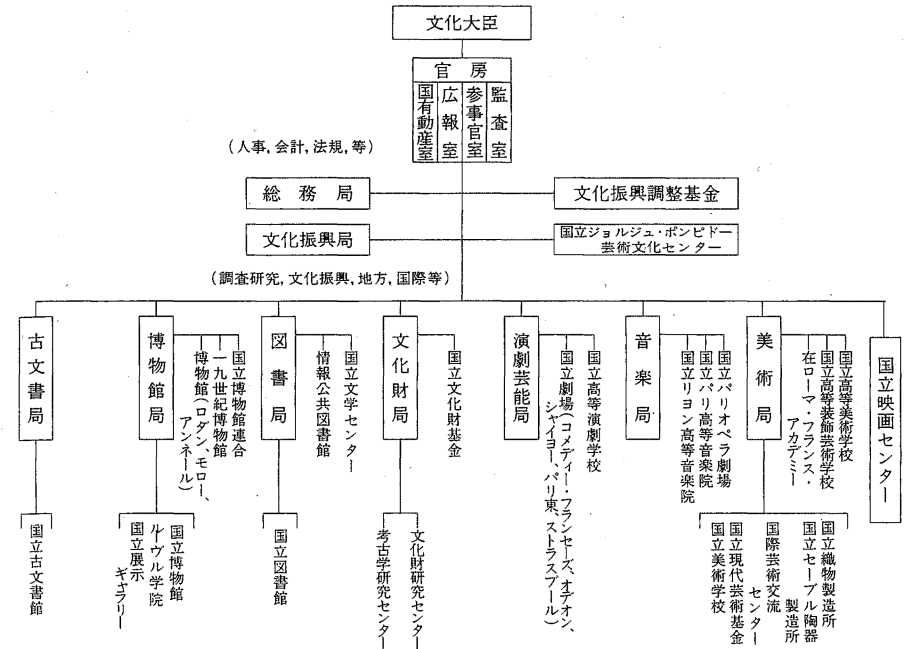
対外関係省——文化省の密接な協力のもとに国際文化交流事業を実施している。具体的な事業については、両省の指導・援助を受けている「フランス対外芸術協会（Association française d'action artistique）」に実施させている。

このような各省の文化関連行政についての調整は、必要に応じて設けられている「文化振興調整基金各省委員会」や「文化財各省委員会」など各省間委員会において行われているほか、文化省に置かれている「文化振興局」が調整機能を担当している。

文化振興局の代表は、各省の文化関連行政や社会・経済計画、国土・地域計画の策定等に参画しているほか、対外芸術協会の国際交流事業についても、対外関係省とともに企画から実施まで参加している。

先程も述べたように、一九七〇年に「文化振興調整基金」が設置され、各省等にまたがる文化関係プロジェクトに補助金が支出できるようになった。

基金の予算は文化省、その管理も文化省が行っており、各省委員会の基本方針のもとに運営されているが、設立以来十年たった今日、この基金が設置されたおかげで、文化関連行政における各省間および中央と地方の風通しと協力態勢は大変改善されたといわれている。





1983-4

No.175

【表紙】

バレエ「白鳥の湖」

解説は29ページ

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

もくじ

パロディと著作権者の権利
佐野文一郎 4

随想

難破せずに乗り切れるか日本映画界
——映画とビデオ・カセット—— 品田 雄吉 8
— 報 告 —

山田寺跡の発掘
細見 啓三 10

現代フランス文化と文化政策③

フランス文化政策とその財政的側面
植木 浩 13

文化庁ニュース

日本芸術院賞受賞者決まる……………	18
文化庁買上優秀美術作品……………	18
昭和57年度(第5回)舞台芸術創作奨励賞決まる…	19
昭和58年度芸術家国内研修員決まる……………	19
移動芸術祭春季公演計画……………	20
史跡の指定等……………	21

我が県の文化行政

文化性豊かな地域づくりをめざして
——岐阜県の文化行政—— 林 正 23

展覧会

浄土曼荼羅……………	30
河井寛次郎展……………	30

国語シリーズ②③ 「言葉」に関するその他の問題 28

伝統芸能への招待①② 26 国立劇場ニュース 31
邦舞 ——歌舞伎舞踊と上方舞—— 近江源氏先陣館 ほか

フランス文化政策と その財政的側面

文部省学術国際局審議官

植木 浩



アンドレ・マルローと文化予算

文化政策を推進するにあたり、そのために必要な予算を確保することは、それ自体また大変な仕事である。このことは、文化政策の先進国ともいべきフランスにおいても同様である。

とくに、経済や産業への効果を明確に説明しやすい経済政策に比較して、その性質上、具体的な効果を説明しにくい文化政策にあつては、予算の確保はさらに大変である。

ドゴール大統領の片腕といわれた初代文化大臣アンドレ・マルローでさえ、文化予算の増額には、いろいろと苦労していたようである。

一九五九年創設当初の文化省の予算は、それ以前に教育省や産業省に分散していた文化関係予算を移管し、まとめて構成したものに過ぎなかった。したがって新しい文化政策の

理想に燃えていたマルローにとつては、とても満足できるものではなかった。

そこでマルローは、早々、文化省予算の増額を各方面に説いて廻ったが、口ぐせのよう

に、「三文を二倍にしても、六文にしかならない……」。

と、思い切った文化省予算の増額の必要性を主張した。

その結果、文化省予算が政府予算全体に占める割合は、一九五九年度に〇・三五パーセントであったものが、翌一九六〇年度には〇・三八パーセントに増加するにいたったのである。

アンドレ・マルローの文化政策の中で、最も輝かしい業績は、なんといっても地方における文化の振興・普及の拠点として、「文化の家 (maison de la culture)」を構想し、その設置を計画的に推進して行ったことであろう。

マルローは、国民議会において、すみやかに全フランスの各県に、一つずつ「文化の家」を設置する必要を訴えながら、次のように演説した。

「皆さん、私が『文化の家』のために要求している予算額は、高速道路二五キロメートル分と同じであります。わがフランスは、かつてある時代には、世界第一級の文化国家でありました。……この僅かな額で、やがて一〇年後には、フランスは、再び世界最高の文化国家の地位をとりもどすことができるのです」。

文化省予算の変遷

ここで最近のフランス文化省の資料に基づき、文化省創設以来、現在までの予算の移り変わりをみてみることにしたい。

先ず図1は、過去二〇年間における文化省予算の推移の状況を示している。同省資料によれば、一九七八年の時点で、文化省予算は、

創設以来、総計で二五〇パーセント増となっており、これに比較して、同じ期間におけるフランス政府全体の予算の伸びは、二一〇パーセントであるので、文化省予算の増加率の方が四〇パーセントも高いという。

なお一九七〇年代に文化省予算が急激に伸びているのは、一つには、一九七三〜七五年にかけての国立ジョルジュ・ポンピドゥー芸術

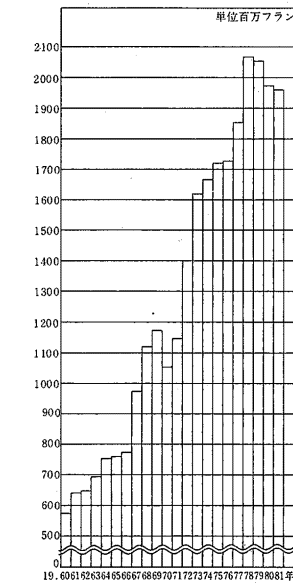
文化センターの建設費、それに七七年からの同センター開館に伴う運営費の増が要因となっている。

また一九七六年から、それまで大学庁、外務省、産業省が所管していた公共図書館や図書、出版への援助が文化省に移管され、これがまた、文化省予算を押し上げる要因の一つとなっている。

表1 1959〜1983年フランス政府予算全体に占める文化省予算のシェアの推移
(文化省資料に基づき作成)

年	%	文化大臣
1959	0.35	アンドレ・マルロー
1960	0.38	"
1961	0.41	"
1962	0.38	"
1963	0.38	"
1964	0.39	"
1965	0.37	"
1966	0.36	"
1967	0.40	"
1968	0.43	"
1969	0.42	エドモンド・ミシュレー
1970	0.38	"
1971	0.41	ジャック・デュアメル
1972	0.48	"
1973	0.55	モーリス・ドゥルロー
1974	0.61	ジャン・ベイル
1975	0.56	"
1976	0.55	フランソワーズ・ジルー
1977	0.56	ミシェル・ドルナノ
1978	0.56	ジャン・フィリップ・ルカ
1979	0.52	"
1980	0.51	"
1981	0.49	ジャック・ラング
1982	0.75	"
1983	0.79	"

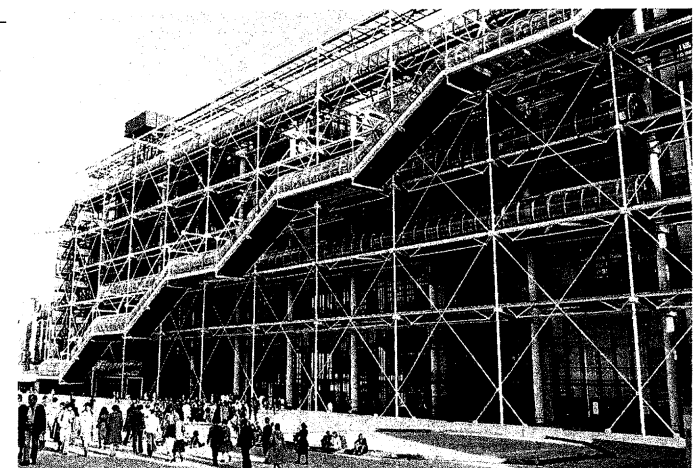
図1 1960〜81年フランス文化省予算の推移
(フランス文化省資料developpement culturelに基づき作成)



(注) この図の予算額は、1977年を基準に各年度の予算額に、フランの購買力に合った一定の調整率を掛けて算出している。

次にフランスの国家予算全体の中で、文化省の予算がどのようになっているか、その変遷を見てみよう。

アンドレ・マルロー文化大臣の時代は、一九五九年から一九六九年まで、およそ一〇年間続いたが、その間の文化省予算のシェアは、表1が示すように、おおむね〇・四



国立ジョルジュ・ポンピドゥー芸術文化センター
(写真：フランス大使館提供)

表2 1981〜82年フランス文化省予算の事項別概要
(フランス文化省資料France, une ambition nouvelle pour la cultureに基づき作成)

事 項	1981年	1982年	対前年比 増減率%	備 考
フランス古文書館	73,181	129,145	76	
図 書	197,525	953,594	383	読書活動・図書、著作権、国立図書館等 1982年より、国立図書館が教育省から文化省に移管され予算が増大
文 化 財	657,005	978,444	49	発掘調査、文化財全国調査、文化財保存等
博 物 館	387,599	661,451	71	国立博物館、博物館奨励
美 術	160,415	379,806	137	美術教育、美術創造、修復技術者養成等
演 劇	284,135	550,182	94	演劇創造・普及、演劇教育等
音 楽	560,777	874,141	56	音楽普及・奨励、創造・研究音楽教育等
映画・視聴覚	31,273	109,532	250	
国 際 交 流	212	7,312	3,349	
地 方 文 化 振 興・動 文 化 活 動	115,605	669,950	480	
調 査・研 究	4,742	10,771	127	
文化振興調整基金	17,883	32,732	83	
国立ポンピドゥー芸術文化センター	182,801	272,379	49	
そ の 他	304,711	508,360	67	行政運営経費、年金、賞状費等
総 計	2,977,325	5,994,140	101	

テラン大統領——ラング文化大臣のラインで文化政策が最重要事項の柱の一つにとりあげられ、文化省予算は一挙に倍増された。

一九八一年の文化省予算は、二九億七七〇万フラン(現在、一

から、〇・七五パーセントへと、劇的な急増をする結果となった。

文化省予算の分野・機能・使途別の内容

文化省の予算を、音楽、演劇、美術、映画、図書、文化財、博物館など、「分野別」のタテワリの分類に従ってその内容を分析してみると、図2のようになる。

音楽関係予算が、全体の一八・八パーセントと一番大きな割合を占めており、文化財と博物館がこれにつづいている。一般行政管理経費を除けば、さらに演劇関係そして文化振興(文化の家、ジョルジュ・ポンピドゥー・センター、文化振興調整基金等が含まれている)の順となっている。

六パーセントとなっているが、これは、先ほども述べたように、ジョルジュ・ポンピドゥー芸術文化センターの建設に伴う予算の増加が主な原因である。

一九七九年からは、文化省予算が政府全体の予算に占める割合は、次第に下降傾向をたどり、一九八一年には〇・五パーセント台を割って、〇・四九パーセントにまで下つてしまつた。

しかし、ミッテラン政権になってから、すでに本報一月号でも紹介したように、ミッ

五円)であったが、一九八二年には、これが五九億九四〇〇万フランとなっている。その倍増の内訳は、表2のとおりである。

これに伴い、一九八二年の政府全体の予算の中で文化省予算の占めるシェアは、前年の〇・四九パーセント

図2 フランス文化省予算の分野別内訳—1981年
(フランス文化省資料developpement culturelに基づき作成)

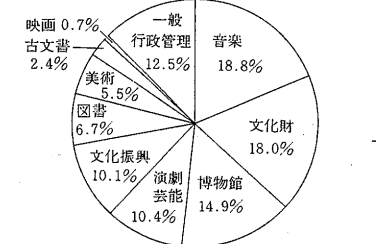
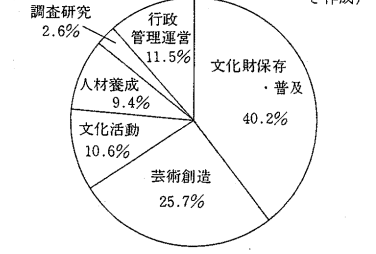


図3 フランス文化省予算の機能別内訳—1981年
(フランス文化省資料developpement culturelに基づき作成)



単位百万フラン

る——と「機能別」の相關關係がわかるように一覧できる図が作成されている(図4)。この図をみると、フランス文化省の予算の構造が立体的に浮き彫りにされており、なかなか面白い。

文化財保存・普及関係予算が全体の約四〇パーセントを占め首位であり、次いで芸術創造関係予算(音楽、演劇、美術など)が二五・七パーセントとなっている。

フランス文化省の資料によれば、文化省の予算について、この「分野別」——いいかえ

ラング文化大臣は、一九八二年における文化省予算の倍増にあたり、八三年には、文化省予算を是非とも政府全体予算の一パーセントにまでもって行きたいと、繰り返し言明していた。

八三年の文化省予算は、この方針に沿って大幅に増額され、総額六九億九一〇〇万フランとなった。

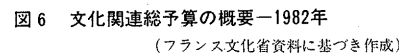
だが、これは政府全体予算の〇・七九パーセントにとどまり、一パーセントにはまだ距離がある数字である。

しかし、一九八三年の政府予算全体の伸び率が一一・九パーセントであったのに比べ、文化省予算は一六・六パーセントの伸びを示している。文化政策が重点施策として拡充がはかられたことは明らかである。

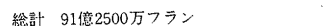
「フランスは、今や新たな文化のルネッサンスに着手し始めた……」
とミッテラン大統領——ラング文化大臣は高らかに宣言して、新しい文化政策を打ち出した。その数々の大胆で多彩な構想には、目を見張るものがある。

オルセー駅の改造による一九世紀美術館の建設の推進、ルーヴル美術館の大拡張改修計画、バステュー広場への民衆オペラ劇場の

(文部省資料France, une ambition nouvelle pour la culture より)



(フランス文化省資料に基づき作成)



tembre 1981
France, un
nouvelle po
— ministère
La politique
en France—
1981
ジャック
化大臣のフ
議会におけ
年予算説明

建設(すでに設計構想の公募が行われている)世界文化の家の創設プラン、パリの北部地区への国際音楽都市の設置計画などである。

これらは、いずれも一九八九年のフランス革命二〇〇年祭およびパリ万国博覧会の開催に向けてのバリ改造の大構想であり、夢のよいうな大計画である。また地方についても、国立音楽院の増設やシャンソン・センターまでつくるといふ計画が進みつつある。

しかし一方、フランスの経済状態は、貿易赤字の増大、フランの国際競争力の下落、失業の増加など、これまでにない苦境に立たされているといわれる。

ミッテラン政権も、急きよ、当初の景氣刺激・拡大型の政策から引き締め・縮小型の財

政策への転換をはかろうとしている。

このような厳しい時期に、フランス文化のルネッサンスを標榜した新文化政策について、財政的裏付けをはたして実際にどの程度確保しうるかが問題であろう。

一九八二年度 文化省予算の倍増により
フランス政府の中のシンデレラといわれたジ
ヤック・ラング文化政策も、その前途は、決
して容易ではないと思われる。

III andré de baecque:les maisons de la culture. seghers, 1967, P. 165

本稿の執筆にあたっては、右の註に記したもののほか、左記の諸資料等を参考にした。

developpement culturel No. 48 — ministère
de la Culture, sep-
tembre 1981

France, une ambition nouvelle pour la culture

—ministère la culture
La politique culturelle
en France—unesco,
1981

文
65

総計 9

ジャック・ラング文
化大臣のフランス国民

議会における一九八二年予算説明。

ことは、既に本報二月号において述べたところである。

そしてこのように広い意味での文化に
関連した政策全体をまとめてとらえるため、
フランスでは、文化政策の中核である文化省
の予算と、その他の各省の文化関連行政の予
算とを合計したものを、「文化関連総予算
(l'enveloppe-culture)」と呼んでいる。

この「文化関連総予算」がフランスの国家予算全体の中に占める割合は、一九八一年現在で一・四パーセントであった。そのうち文化省予算は四三・六パーセントで、当然、最も大きいシェアを占めているが、その他の五・六・四パーセントは、教育省、青少年スポーツ省、外務省など各省庁関係である。

一九八二年のフランスの文化関連総予算の概要は、図6のとおりであるが、ミッテラン政権になって、文化政策を重点の一つにとりあげ、文化省予算を倍増したため、一九八一年に比べて、「文化関連総予算」の中に占める文化省予算の割合が大幅に増加し、六五七パーセントとなっている。

なお、新政権になって、従来教育省の所管下にあった国立図書館(Bibliothèque nationale)を文化省図書館の管下に移管したこと、文化省予算のシェア増大の一つの原因となっている。